

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長業績評価実施要項

〔平成27年 6月15日〕
〔学長選考会議決定〕

改正 令和 4年 4月 1日

改正 令和 6年 6月21日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、規則第4条第1項第3号に定める学長の業績評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(就任所信の聴取)

第2 学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、学長から、就任に際しての所信を聴取する。ただし、再任の場合を除く。

(学長との意見交換)

第3 選考・監察会議は、毎年度、学長との意見交換を行い、学長の業務執行の状況を把握する。

2 選考・監察会議は、学長との意見交換において、監事の出席を求め、意見を聴取することができる。

(評価)

第4 選考・監察会議は、学長の就任から3年目及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に、学長の業務執行について報告を求め、学長の業績評価を実施する。

(1) 学長の再任がない場合 学長の就任から6年目

(2) 学長の再任がある場合 学長の再任から2年目及び4年目

2 学長の業績評価は、選考・監察会議が定める評価の項目及び評語にて行う。

3 学長は、選考・監察会議から業績評価に関する書類等の提出及び質疑を求められた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第5 この要項に定めるもののほか、学長の業績評価の実施に関し必要な事項は、選考・監察会議が別に定める。